

令和 3 年度 第 4 8 回通常総会議事録

麻生商店街振興組合

1. 公 告 の 期 日 令和 3 年 5 月 1 4 日
1. 召 集 の 期 日 令和 3 年 5 月 1 4 日
1. 開 催 の 期 日 令和 3 年 5 月 2 8 日（金曜日）午後 6 時 0 0 分
1. 開 催 の 場 所 麻生商店街事務所（札幌市北区麻生町 6 丁目 14 番 6 号 高橋ビル 3 階）
1. 組 合 員 総 数 8 4 人
1. 出席組合員数 6 3 人（内、委任状による者 5 8 人）
1. 理事の数及び出席理事の数並びに出席方法
理事総数 8 名、出席理事数 8 名（うち、書面によるもの 4 名）
1. 出席理事氏名 稲川正勝、佐藤典子、木村弘、劔物忍
1. 監事の数及び出席監事の数並びに出席方法
監事総数 2 名、出席監事 2 名（うち、書面によるもの 1 名）
1. 出席監事氏名 田中巖、高橋裕
1. 出席状況報告 事務局より組合員総数 8 4 組合員の内 6 3 組合員（うち委任状によるもの 4 2 組合員、書面によるもの 1 6 組合員）が出席しており、本総会は成立する旨報告する。
1. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 木村弘
1. 理 事 長 挨拶 稲川正勝理事長、挨拶にあたる。
1. 議長選任の経過 本総会の議長選出につき司会者より議場に凶ったところ特になく、満場一致をもって劔物忍氏に決定し、同氏も承諾して議長席に着く。
1. 議 長 の 氏 名 劔物忍
1. 議事の経過要領及びその結果
（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
 - 議 長 「第 1 号議案令和 2 年度事業報告並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案について」を議題に供し、事務局へ説明を求める。
 - 事 務 局 提出議案書に基づき、令和 2 年度事業報告並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案について説明を行う。
 - 議 長 「監査報告について」を議題に供し、高橋裕監事に説明を求める。
 - 高 橋 裕 氏 令和 3 年 5 月 4 日に提出された、令和 2 年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案の各項目について監査したところ、その内容は適正なものと認めます。なお、当組合の監事は定款に定めるところにより監査の範囲が会計に関するものに限定されており、事業報告書を監査する権限を有していないことを申し添えます。
 - 議 長 議場に意見を求める。
 - 議 長 議場へ諮り、異議なく賛成 6 3（うち、委任状 4 2、議決権行使書 1 6）反対 0 で原案通り可決承認された。
 - 議 長 「第 2 号議案令和 3 年度事業計画及び収支予算書について」、「第 3 号議案令和 3 年度経費の付加および徴収方法について」、「第 4 号議案令和 3 年度本組合借入金最

高限度額並びに一組合員に対する貸付最高限度額の決定について」を、関連があるため一括して議題に供し、事務局に説明を求める。

事務局 提出議案書に基づき説明を行う。なお、昨年度に続き、一組合員に対する貸付最高限度額はゼロとする旨説明する

議長 議場に意見を求める。

山内氏 山内氏の発言を認める

事務局より これまでに組合員への貸し付けの実績はあるか。

議長 過去2件ほどある。

議長 議場へ諮り、第2号議案及び第3号議案について異議なく賛成63（うち、委任状42、議決権行使書16）反対0、第4号議案について異議なく賛成62（うち、委任状42、議決権行使書15）反対1で原案通り可決承認された。

議長 「第5号議案（一社）麻生商店街商業近代化推進協議会との和解について」を議題に供し、事務局へ説明を求める。

事務局 提出議案書に基づき（一社）麻生商店街商業近代化推進協議会との和解及び第三者委員会の設置につき説明を行う。

議長 議場へ諮る。

山内氏 ちょっと遅れているのではないかと。今度の総会である程度発表するとなっていたが、遅れれば遅れるほど50周年にかかわってくる。できれば少し早くやって、そうかといって毎週やってたらダメだから私はプロを入れて仲裁の労をとる方法が今後の組合の在り方に大事なことでないかと思う。

理事長 弁護士さんは見つかつてる。税理士さん一人、どうなってるのか、まだわからないか。そういう具合に進んでることは進んでる。なかなか第三者委員会に入ってくれと言ってもはいそうですと行かない。

山内氏 このあいだ稲川さんと私とで行ったところは、弁護士はいい加減なことではできないと私は思う。だけど紹介していったら、1000万かかると言われたから私もびっくりしたんだけど、こういう方法もありますよ、とあの場で言ってたんだよね。これは理事長の側の問題だから私は口はさまなかったの。

理事長 だから遊んでるわけではない、弁護士さんからはやってもいいですよという返事はもらってる。弁護士さんの方で知ってる税理士さんがいないかどうか、一応はうちの税理士にも聞いている。もうちょっと時間が欲しい。

山内氏 一日でも早くやってお互いに風通しのいい組合になんなかったら、もう風通しが悪いということが一番問題になるから。お互いに顔合わせでも挨拶もしなくなる。

理事長 弁護士などに頼むとお金がかかるから。

山内氏 かかるけど聞けばいい。どこまでできるか、請け負いだから、初めからこれぐらいかかりますよと言ったらどこの範囲だとか、そういうものきちっとしちゃうとそんなにはみ出ないよ。

理事長 ただね、弁護士さんもね、第三者委員会作るのは何のために作なのかということでは言われている。今後のためなのか、それとも過去の事なのか。

議長 過去の事ではない。

山内氏 過去全部置いておくわけにはいかない。

議長 あくまでも問題のあったところに関してはもちろん助言いただくことになります。

それも含めて不適格なところがあればそれも見ていただいてどうして行くかという委員会になっているので、

山内氏 調査委員会もいいかなと思ってるが。

議長 それはまた別件になります。

山内氏 この間の裁判の時に私と弁護士と話したときに、ここまで弁護士が入ってしまうと組合がちょっとおかしくなっちゃうかもしれないから我々の手でやりたいね、といった、ちゃんと話し合いして。折れるところは折れて、だけど誰かが中に入らないと折れられない。そういうことを踏まえて、それは我々がやるから第三者委員会作ってくださいと話して、和解の中に入っていったら向こうが飲んだから、ああこれでいいんだね、という感じだった。何も一方的にやったわけではないから。

議長 ですから、あくまでも今回の裁判の和解条項ではあの裁判に関しての問題ですので商店街と推進協さんの間の問題だけなので過去の、例えば金銭の云々とかは裁判の外なんですよ。ですからあくまでもこの組合運営の在り方などの諸問題を改善は正するためにその目的のために第三者委員会を作ってもらおうということで依頼してますので。問題が出ればもしかしたらそちらで、ということはあるんですけど。

高橋氏 たたき台というものがなければだめだと思うの。例えばね、今回の和解について和解が成立したんだけど、裁判になったことについて、組合の総括がなければだめなのではないか。そういうものが必要なのではないかと私は思うのね。それに沿ってやっていけばいいと思うの。いろいろ問題があったわけでしょ、それをね、こうですこうですとね、やっぱりなきやダメだと思う。

議長 それはですね、一応はお話してあって、例えば、まだ第三者委員会を設置したわけではないのではっきりは言えませんが例えば、給付金があった時にそれに対してどういう収支をするのか、きちっとしたガイドラインを作りましょうと、必要であれば定款に加えましょうとか、そういうアドバイスをしていただけるような感じでは考えているんです。まだ決まってははいないけど。

山内氏 悪いけど、情報開示が全くないんですよ。

高橋氏 第三者委員会を作って最終的にとにかくお互い納得する。で、目的は何なのかなんだよ。第三者委員会を作るのが目的じゃないんだよね。今回和解が成立したんだけどあくまで裁判上の和解であってね、組合と近代化とはさ、本当に和解するとかさ、仲良くする、それが最終的な目的じゃないですか。いろいろあったけども、尊敬しあって、言いたいことあってね、お互い認めてね、それが最終的な目的じゃないかと思う。そういう第三者委員会を作るべきだと私は思う。

木村専務理事 過去の問題の説明はするつもりです。そのあとで、過去の事を調べてどうのこうのではなくて今後過去の事と同じような不正のないような制度を作る、ガイドラインとしてね、事業の中身だとかを開示できるようなちゃんとした決算書を作るだとか、そういう方向の、一番大事なのは会計に関してだと思うんですけどそういうことをしっかりと、間違いのないような作り方を会計さんに指導の下で、それが一つの第三者委員会を設置する目的という風に我々は思っているんですよ。

山内氏 私はそう思ってません。

高橋氏 結局さ、第三者委員会を作らないとできないというのはおかしい。事業やれば必ず決算書を出すわけでしょ。そんなことで弁護士に金出してさ、そんな必要はないと

思うんだけど。

木村専務理事 弁護士さんに頼めばそれなりに出さなきゃならない部分ですけど、予算はね、次年度に上げてはいるんですけど、そちらの言う第三者委員会での内容をね、どう希望しているかというところはちょっとその辺は摺合せしないと理解できないのかなと。

高 橋 氏 すり合わせね、私の聞いたところでは6月の何日かにやる、そこでちょっと話し合いした方がいいと思う。

木村専務理事 そこでまたちょっともんでみたいと思いますけど。

山 内 氏 これでね、こういう問題がね、長年、私に言わせれば壁なんです。組合と組合員、周りの。私なんか頼まれたときにそういう壁を取っ払うのは当たり前だと思う。壁をきちっと取り払わないと、この組合は先に行かれない。ほじりだしてそんなこちゃこちゃ始めるからさ、だからそういう壁を取っ払うには、やっぱりある程度、我々も何でもかんでもほじるんじゃない。

議 長 山内さんも高橋さんも、皆さんそうですけど本当の意味で和解をしたいということで間違いないですよ。今後商店街がきちんと健全に運営されていれば本当の意味で和解できるということです。

山 内 氏 お互いに痛み分けも必要なんだよね。

議 長 だけど、推進協ニュースとかいうああいう内容で加えることは壁を取っ払うことになるんですか。

高 橋 氏 そういうこと言ってるよね、もめるから止めた方がいい。

議 長 おっしゃってることとなんか違うかな、と思って。

高 橋 氏 さっき言ったようにね、仲良くしましょ、ということなんだわ。そのためにはやるべきことをきちんと、イベントやったらきちんと決算書出して、だれが文句言わないようにね、そういうことをやろうっていうの。あとから出すんじゃなくてこうなってますよって言ったら納得するでしょ。さっき言った壁っていうのはね、その辺が足りないんじゃないの。

木村専務理事 この問題起きて裁判始まる前からそういうところで山内さんの希望で私らが素直に対応しなかったというところは山内さんがそういう風にとったと思うんだけど。それはこちら裁判になるというときだったから。

高 橋 氏 要するに、分かり合えないことはない。

議 長 どちらにしてもさっきおっしゃった風通しのいいほんとに誰でもわかるような形でやっていけるようなアドバイスをいただくためにそういう委員会を作ってそういうシステムを構築していくようにしようとは思ってるんで、

理 事 長 どっちみち6月の7日山内さんとの約束では、今のコロナの中でもやるっていうならやるしちょっと待てというなら。

山 内 氏 いや、それは俺らが決めるんでなくて、そちらにげたを預けているんで。

高 橋 氏 20日終わってからやろう。なんかあった場合に。

理 事 長 そうするとやっぱり8月までかかると思うんだよね。そこまで待ってくれるんだったら。

木村専務理事 いや、6月20日だよ、緊急事態が伸びて延長して、そこで。

理 事 長 それはわかるけどさ、ワクチン注射をしないことにはどこでうつるかわかんない。

そしたら6月20日で終わるから、6月21日。

山内氏 私ね、やっぱりね、腹持ちになってやってたって、いつかこんなごたごたなるの、出すものは出して、じゃこれはもうここではだめだからこの辺からやろうかというね、出発点があるんでないか。それでなかったらいつかまたどっかで出てくる。

理事長 だから山内さんのさ、何が出せっていうのは隠し事じゃなくて全部出してあげるから、書類があるものは。

山内氏 情報開示当たり目だからね。こういう問題は情報開示がないからこういう問題になっちゃったと私は思う。

理事長 高橋さん、(書類を渡し) 弁護士費用の内訳。

山内氏 こういうものが全くわかんないから、情報開示がないってことは事故があるっていう。

木村専務理事 これで理解してもらったということでもいいわけですよ。

山内氏 今回だって私分かんないのは830万、組合員に渡しました。後どうやって計算して出てきた金額かわかんない、250万。これを、0,5掛けるなにがしとやったら数字が出てくると、合わない。どこでこんな金額になったんだと思うわけさ。そういうふうに計算すると合わない、と言ってるの。そこをみんながわかりやすく、原告と被告の問題でそれは言わないかもしれない。でも組合員に対して、私は原告であつたら放棄したものに弁護士の費用掛ける必要ないのではないかと思う。840何万というお金。その辺の金もかかってきてるのか、こう思った。だけどそれはわからん。あと組合の金、1416万というの、西田からもらったお金。そのの弁護士料いくら払ったのかな、やっぱり考えるんだわ。そして、私たちが着手金払ってるんだ、推進協が。そういうことになるからちょっと調べてみたいという気になる。

高橋氏 34万5千円ね。あれについては言いたいことがあるけど言ってもしょうがない。いや、これはわかりました。

議長 あとはよろしいですか、議案第5号について。今は貴重なご意見をいただきましたので、なるべくそれに沿った形で進めていくということにはなってますので。それでは、こちらの採決でよろしいですか。

では、承認ということでよろしいんでしょうか。はい、ありがとうございます。では、委任状も。

事務局 委任状承認が57、反対がゼロということになってます。

議長 全会一致で承認ということになりました。

高橋氏 ちょっといいですか。何年か前に総会の中で、山内さんから木村さんが今借りてることについて、木村さん借りてる小屋についてね、あれについてどうなっているのかということを開かされてないわけね、どういう風になってんのさ。例えば理事会できちんと議決があるのかとかさ、家賃は誰が設定する、ちょっと教えてほしいんですけど。要するに理事会できちんと話し合いしているのかどうか。

木村専務理事 契約書は持ってます。

山内氏 開示してください。

議長 それは総会の議題ではない。最後に閉会の挨拶を木村専務の方からお願いします。

木村専務理事 閉会の挨拶

議長 以上をもって、議事の全てを終了した事を告げ、議長は降壇した。

時に午後7時00分

以上の議事の経過の要領及びその結果が正確であることを証するため、議長及び出席理事・監事は下記に記名捺印した。

令和3年5月28日

麻生商店街振興組合通常総会

議 長	劔物 忍	㊟	理 事	柏崎 辰徳	(書面)
理 事 長	稲川 正勝	㊟	理 事	井上 尚謙	(書面)
副理事長	佐藤 典子	㊟	理 事	生嶋 宏治	(書面)
専務理事	木村 弘	㊟	監 事	高橋 裕	㊟
理 事	内平 淳一	(書面)	監 事	田中 巖	(書面)

総会議事終了後の意見交換(発言要旨)

令和3年5月28日 午後7時00分

出席者 麻生商店街：稲川理事長、佐藤典子副理事長、木村弘専務理事、劔物忍理事
(一社)推進協：山内会長、高橋裕副会長

理 事 長	21日何時からやりますか。
山 内 氏	そっちで決めてくれれば、俺はいつやりますと言っていただければ高橋さんなり坂元さんに言って、どういう風な。
理 事 長	第1回だからね、どういう風にやるかわかんないから、同じ時間にするかな。名称は何にするかわからないけど、一回目で顔合わせてそれから。
高 橋 氏	おおよそのたたき台みたいなのを作っていただければね。そういう話し合いをしたいと、そういうのがあればね。要するに入り口でなんかなるような感じがするのね。
木村専務理事	そういうのを高橋さんが雛形まとめてくれたりできないものですか。
高 橋 氏	そっちがやればいいでしょ。
木村専務理事	こちらは受けてる身分でいるんでね、そのことについては。うちから皆さんに発信をするというよりも、風通しのいい組合にするためにそちらからの不満なり意見をね、こっちの方が聞かなければならないから。その中身がうちが対応しかねるものじゃ困るんですけど。
高 橋 氏	前もって出すもの出す。
木村専務理事	こんな内容を話したいとか。そうしたら第1回懇談会という形で何人か。
山 内 氏	ただの懇談会だったら、ダメじゃないか。弁護士さんに頼んだり税理士さんに頼むんだったらそういう問題も出てこないとも限らない、出たくないけれど、だけどそういうことが一つの、予算の枠もあるだろうし。
高 橋 氏	出来れば弁護士とか入れないで我々で決めたいね。

山 内 氏 俺は納得しないね。なんで納得しないかという一つは法の壁ていうのがあるんですよ。我々知らないから決まりましたけど法律的にはダメですとなったらそれがいけないんで、やっぱりここはいいけどここはダメですと言ってね、そういうアドバイスあれば話がもっと早いのではないかな。

（会社法、商店街振興組合法、定款の話題になったため、中略）

以上で終了